

もうかる漁業創設支援事業実施要領

	20水管第2906号
	平成21年4月1日
	水産庁長官通知
一部改正	21水管第480号
	平成21年5月29日
	24水管第265号
	平成24年4月20日
	24水管第1057号
	平成24年7月25日
	24水管第2282号
	平成25年2月26日
	25水管第2164号
	平成26年2月6日
	26水管第2193号
	平成27年2月3日
	27水推第1072号
	平成28年1月20日
	27水推第1307号
	平成28年3月29日
	28水推第1304号
	平成29年3月28日
	29水推第1082号
	平成30年2月1日
	29水推第1223号
	平成30年3月30日

第1 実証事業の実施

水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（2）のアに基づく実証事業の実施は、水産庁長官が別に定めるところによるほか、以下によるものとする。

1 実証事業の趣旨

（1）改革型漁船等の収益性改善の実証事業

改革型漁船等の収益性改善の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、地域・グループの資源管理又は漁場環境改善に取り組む漁業者による新しい操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。

ア 省エネ型、省人型若しくは省力化型の改革型漁船（以下「改革型漁船」という。）若しくは漁網を導入し、又は協業化等新しい操業体制への転換を図ることによる収益性改善の実証

イ 新魚種の導入等の新たな養殖業の生産体制への転換を図ることによる収益性

改善の実証

(2) 漁船等の収益性回復の実証事業

漁船等の収益性回復の実証事業は、以下の実証の取組を行うことにより、償却前利益を確保できる操業・生産形態へ転換を促進しようとするものである。

ア 漁業の用に供する燃油（以下「漁業用燃油」という。）使用量の１０％以上の削減及びその他のコスト削減と付加価値向上を確保する操業の実証又は３％以上の生産性を向上させる操業の実証

イ 遠洋漁業等の外国漁船と直接競合する漁業における操業手法や流通の在り方などの抜本的な変革を行い、将来にわたり安定した漁業収益を確保する新たな操業の実証

ウ 海外漁場における我が国の権益を確保し、我が国漁業者の国際漁場における競争力を強化するための途上国での合併事業の実証

エ 遠洋底びき網漁業の中長期的な安定を図る観点から、海外における新規漁場を確保するための操業体制の実証

オ 養殖業の生産から流通にわたる抜本的な見直しを行い、飼料の高騰等経営環境の変化に対応し、３％以上の生産性を向上させつつ持続的に経営できる経営体への転換の実証

(3) 資源管理又は国際漁業再編対策の実施に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業

資源管理又は国際漁業再編対策の実施に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業は、強度の公的資源管理措置が導入される場合であって、そのような措置で影響を受ける地域の漁業者グループ又はさけ・ます流し網漁業の再編整備に関する基本方針（平成２７年１２月１５日付け２７水管第１７３５号農林水産事務次官依命通知）の対象となる漁業者が取り組む、改革型漁船、協業化、漁獲対象種の多角化及び転換（他の漁業種類との兼業を含む。）、養殖業への新たな取組並びに加工流通手法の改善による付加価値向上等により、新たな操業体制への転換を促進しようとするものである。

(4) 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業

資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業は、遠洋・沖合域で操業する漁業において、居住性、安全性及び作業性に優れた漁船を共通仕様等により計画的・効率的に導入する実証の取組を行うことにより、収益性の向上及び資源管理の推進につながる操業・生産体制への転換を促進しようとするものである。

2 実証事業の内容

- (1) 事業実施者（実施要綱第３の１の（２）のアの（ア）に規定する「地域協議会が選定した水産業協同組合等」をいう。以下同じ。）は、公募により実証事業に用いる漁船若しくは漁網又は養殖生け簀等（建造等予定のものを含む。以下「漁船等」という。）を選定し、その所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）と別添１－１のもうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準又は別添１－２のもうかる漁業創設支援事業養殖生産契約料等算定基準（以下「用船料等算定基準」という。）に基づき、用船契約等又は養殖生産契約等（以下「用船契約等」という。）を締結するものとする。ただし、事業実施者自らが所有する漁船等を使用し、実施要綱第３の１の（１）のアの（イ）により認定を受けた改革計画（以下「認定

改革計画」という。)に基づいて、第1の1に掲げる実証事業に取り組む場合には、この限りではない。

- (2) 事業実施者及び用船契約等を締結した所有者等は、1の(1)から(4)までの実証事業に係る生産活動を行い、事業実施者は出荷等を行うものとする。
- (3) 実証事業における漁船の運航に要する燃油、資材、販売管理その他実証事業を行うために必要な経費又は養殖生産に要する餌、種苗、核、燃油、資材その他実証事業を行うために必要な経費については、事業実施者が直接支払うものとする。ただし、事業実施者と所有者等で別途取り決めた場合はこの限りではない。
- (4) 実証事業における漁獲物及び養殖生産物(以下「漁獲物等」という。)は、事業実施者が認定改革計画に基づいて販売するものとする。所有者等は、漁獲物等について認定改革計画に基づく善良な品質管理をしなければならないものとする。
- (5) 事業実施者は、事業期間の終了後及び全ての事業終了後、損益計算を行うとともに認定改革計画の内容と比較・検証した実証の結果を取りまとめ、認定改革計画の参加者等に対して普及・啓発を図るものとする。

3 事業期間

- (1) 漁業(養殖業を除く。以下同じ。)に係る実証事業は、1年を超えない期間を1事業期間とし、最長で3事業期間まで(1の(2)の事業については2事業期間まで)継続して実施することができる。
- (2) 1航海当たりの航海日数が長期にわたるなどの理由により1事業期間を1年以内とすることが困難な場合には、(1)の規定にかかわらず、事前に水産庁長官と協議の上、1年を超える期間を1事業期間とすることができる。ただし、その場合であっても、3年(1の(2)の事業については2年)を超えて事業を実施することはできない。
- (3) 養殖業に係る実証事業は、養殖の開始から出荷までの期間を1事業期間とし、最長で3事業期間まで(1の(2)の事業については2事業期間まで)継続して実施することができる。ただし、5年(1の(2)の事業については4年)を超えて事業を実施することはできない。

4 販売代金の管理等

- (1) 事業実施者は、事業期間ごとの特別勘定を設け、漁獲物等の販売に係る代金(通常の操業で発生する漁獲物販売代金等の収入及びその他の収入をいう。以下同じ。)から助成金の返還に必要な額を当該勘定に繰り入れることにより管理するものとする。

なお、事業期間中にあっても当該勘定に繰り入れられた漁獲物等の販売に係る代金を事業に要する経費の支払いに充てることができる。

- (2) 第1の1の(1)のアのうち、次に掲げるいずれかの者と用船契約等を締結し、総トン数が20トン未満の漁船を用いる場合であって、3%以上の生産性を向上させる操業の実証に取り組む場合(以下「沿岸漁業版」という。)は、事業実施者の指定した口座に漁獲物等の販売に係る代金として振り込まれた金額を(1)に規定する事業期間中の漁獲物等の販売に係る代金とすることができる。

ア 3者以上の漁業者による協業体(3者以上の漁業者がその営む漁業の全部又は一部を共同して経営するために、3隻以上の漁船を用いて漁業を営み、かつ、漁業者の半数以上が55歳以下(ただし、55歳以下の後継者がいる漁業者は、

55歳以下とみなす。)のものに限る。)

イ 新規就業者(新たに漁業経営を開始する者であり、かつ、45歳以下の者であって、他に使用する漁船がない者(ただし、他の漁業経営者の後継者である場合を除く。))に限る。)又は当該新規就業者による協業体

(3) 助成金の返還後になお当該勘定に残った資金については、漁業者及び養殖業者等へのインセンティブのための報奨金を含め、地域プロジェクトに活用するものとする。

5 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合には、水産庁長官は、事業主体及び事業実施者に対して事業の中止を命じ、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。なお、既に事業が終了していた場合にも、同様に、既に支払をした助成金の全部又は一部について返還を命じることができるものとする。

(ア) 事業実施者又は所有者等が漁業経営を中止したとき。

(イ) 事業実施者と所有者等が用船契約等を解除したとき。

(ウ) 事業実施者が水産庁長官又は事業主体に対して虚偽の報告を行ったとき。

(エ) 事業実施者がこの実施要領に定める報告書及び水産庁長官又は事業主体から求められた証拠書類等の提出を拒んだとき。

(オ) 事業実施者又は所有者等がこの事業の実施に関連して法令に違反したとき。

(カ) その他水産庁長官が事業を継続することが不適当と判断したとき。

6 助成金支払の留保

水産庁長官は、5の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する疑いがある場合には、事業主体に対して、その事実関係を確認するまでの間、助成金の支払を留保することを命じることができる。

7 手続等

(1) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施者は、事業期間ごとに用船料等算定基準に基づき用船料等又は養殖生産契約料等(以下「用船料等」という。)を算出して所有者等と用船契約等を締結するものとする。

イ 事業実施者は、この事業を実施しようとする場合には、事業期間ごとに別記様式第1-1号(養殖業に係る実証にあつては別記様式第1-2号)によるものたる漁業創設支援事業実施計画(以下「実施計画」という。)に用船契約書等(案)又は養殖生産契約書等(案)を添付の上、事業主体を経由して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

ウ 水産庁長官は、次の要件が満たされていると認める場合には、イの当該実施計画を承認するものとする。

(ア) 認定改革計画に沿った内容であること。

(イ) 1から5までに規定された内容を満たしていること。

(ウ) 用船契約等において、事業実施者が、所有者等に対して、乗組員又は養殖業者が操業又は生産に最善の努力を払うよう管理する義務を課すとともに、操業又は生産状況が好ましくないと判断したときは用船契約等を解除することを定めていること。

- (エ) 助成金の対象とする費用が第2の規定に合致していること。
- (オ) 実証に用いる用船料等が、用船料等算定基準に合致していること。
- (カ) 事業実施者及び所有者等が適格性を有していること。
- (キ) 当該事業を実施する上で漁業調整上及び資源管理上支障がないこと。

エ 事業実施者は、ウの承認を受けた実施計画を変更する場合には、イ及びウに準じて処理するものとする。ただし、別添2-1及び別添2-2に定める助成金対象経費であって承認された総経費の30%以上の増減を伴わない軽微な計画の変更を行おうとする場合には、事前に水産庁及び事業主体と協議の上、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

(2) 実施状況の報告等

ア 事業実施者は、国の会計年度終了後（4月10日まで）及び毎事業期間終了後60日以内に、別記様式第2-1号（養殖業に係る実証にあっては別記様式第2-2号）により実施状況報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。

イ 事業実施者は、認定改革計画の策定期間中、認定改革計画に基づく事業年度の終了後60日以内に収益状況等について、別記様式第3号（1から5事業期間終了ごと）及び別記様式第4号（5事業期間終了時）により実証結果報告書を作成し、事業主体を経由して水産庁長官に提出するものとする。ただし、水産庁長官が所有者等の会計処理の都合上やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

第2 助成金の交付等

実施要綱第3の1の(2)のアの(ア)に規定する助成金については、その交付は以下によるものとし、費用の範囲は、別添2-1（養殖業に係る実証にあっては別添2-2）のとおりとする。

1 運転経費等助成金及び用船料等補助金の申請

(1) 事業実施者は、第1の7の(1)のイの承認を受けたときは、別記様式第5号により1事業期間における運転経費等助成金及び用船料等補助金の交付申請計画を作成し、事業主体に提出するものとする。

(2) 事業主体は、事業実施者から、助成金交付申請計画書の提出があった場合には、その内容を確認し、妥当であると認められるときは、事業実施者に対して別記様式第6号により当該助成金交付申請計画書の内容を了承する旨の通知を行うものとする。この際、特に第1の3の(1)のただし書により1事業期間が1年を超える場合については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定の資金状況を十分に勘案するものとする。

(3) 事業実施者は、(2)で了承を受けた助成金交付申請計画を変更する場合は、(1)及び(2)に準じて処理するものとする。

2 運転経費等助成金の交付等

(1) 第2の1の(1)により事業実施者が助成金交付申請計画を作成し、事業主体に提出する際、最初に交付申請をできる額は、当該事業期間の助成金の所要額の2割以内の額とするが、1航海当たりの航海日数又は養殖の開始から出荷までの日数が長期にわたるなどの理由により、それにより難しい場合には、事前に水産庁

及び事業主体に協議するものとする。

- (2) 事業実施者は、第2の1の(2)で了承された助成金交付申請計画に基づき、この事業に要する経費について別記様式第7号により概算払を請求することができるものとする。
- (3) 事業主体は、了承した助成金交付申請計画書に基づき事業実施者から概算払請求書の提出があった場合には、水産庁と協議の上、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (4) 事業実施者は、この事業の実施に充てるための特別会計を設け、事業主体から助成金の交付を受けた場合には、この特別会計に繰り入れて管理するものとする。
- (5) 事業実施者は、国の会計年度終了後及び1事業期間の事業終了後、別記様式第8号の助成金精算報告書に第1の7の(2)のアの実施状況報告書を添付して事業主体に提出するものとする。
- (6) 事業主体は、事業実施者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に事業実施者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、事業主体に対し、監査の状況及びその結果の報告を求めることができるものとする。

3 運転経費等助成金の額の確定

- (1) 事業主体は、第1の7の(2)のアに基づき事業実施者から提出された実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、運転経費等助成金の額を確定し、別記様式第9号により当該確定した額（以下「確定額」という。）を事業実施者に対して通知するものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施状況報告書の内容を確認するために必要と認めたときは、事業実施者に対してこの事業に係る証拠書類の提出を命じることとし、事業実施者は、これに応じなければならない。
- (3) 運転経費等助成金の返還
運転経費等助成金は確定額を事業実施者が全額返還するものとする。ただし、災害、事故その他特別の事情がある場合にあっては、事業主体が水産庁長官に協議し、水産庁長官が認めた額を返還すべき助成金の額とする。

4 用船料等補助金の交付等

- (1) 事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第7号の概算払請求書により請求するものとする。
- (2) 事業主体は前項の請求があった場合には、水産庁と協議の上、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (3) 事業実施者は、事業終了後、事業主体に対して別記様式第8号の助成金精算報告書により助成金の請求を行うものとする。
- (4) 事業主体は、第1の7の(2)のアに基づき提出のあった実施状況報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別記様式第9号により事業実施者に通知するとともに、(3)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。
- (5) 事業主体は事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

- (6) 前項の助成金の返還は、事業主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (7) 事業主体が事業実施者に対し(5)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納付期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95%の割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- (8) 事業実施者は3事業期間（漁船等の収益性回復の実証事業にあつては、2事業期間）の漁獲物等の販売に係る代金の総額が、別添1-1（養殖業に係る実証にあつては別添1-2）により算定される用船料等算定額及び別添2-1（養殖業に係る実証にあつては別添2-2）により算定される運転経費等の総額から別添2-1（養殖業に係る実証にあつては別添2-2）により算定される用船料等補助金（事業管理費及び事業管理費に係る消費税額を除く。）を引いた額を上回った場合は、別記様式第10号の収益納付申告書を事業主体に提出し、別添3の算式により得られた金額を事業主体に納付するものとする。ただし、納付額が用船料等補助金（事業管理費及び事業管理費に係る消費税額を除く。）の確定額を超える場合には当該確定額が納付額となる。

なお、用船料等補助金の交付を受けた事業期間が、3事業期間（漁船等の収益性回復の実証事業にあつては、2事業期間）に満たない場合は、当該事業期間に係る額を基に納付額を算定するものとする。

第3 その他

- (1) 事業実施者は、所有者等と協議の上、所有者等又は契約漁業者に事業に必要な経費の一部を負担させることができるものとする。
- (2) 事業主体は、この事業の適切な実施のため、この実施要領に定めるもののほか、水産庁長官の承認を得て定める諸規程に基づいて行うものとする。

附 則

この要領の施行前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月3日26水管第2193号）

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この要領の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、改正後の第1の6の(2)の実施状況の報告等に関する規定は、当該事業についても適用するものとする。

附 則（平成28年1月20日27水推第1072号）

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附 則（平成28年3月29日27水推第1307号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2の4の(8)の規定は、この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日28水推第1304号）

- 1 この通知は、平成２９年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第２の４の（８）の規定は、平成２８年４月１日以降に認定を受けた改革計画に基づく事業について適用し、当該日以前に認定を受けた改革計画に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年２月１日２９水推第１０８２号）

- 1 この通知は、平成３０年２月１日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成３０年３月３０日２９水推第１２２３号）

- 1 この通知は、平成３０年４月１日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとし、改正後の第２の４の（８）の収益納付申告書の提出に係る規定及びなお書の規定は、平成２７年２月３日以降に認定を受けた改革計画に基づく事業についても適用するものとする。

【別記様式第 1－1 号】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第 1 の 1 の ○○ の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第 1 の 7 の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第 1 の 1 の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象漁業種類

3. 実証事業を行う船舶

- (1) 船名及び総トン数 :
- (2) 所有者等氏名 :
- (3) 所有者等住所 :
- (4) 船団構成 :
- (5) 漁船登録番号 :
- (6) 進水年月日 :
- (7) 建造価格 :
- (8) 造船所の名称及び住所 :
- (9) 購入先 :
- (10) 購入価格 :
- (11) 改造した内容 :
- (12) 改造年月日 :
- (13) 改造価格 :
- (14) 改造した造船所の
名称及び住所 :

※ (9) 以降は中古船の場合のみ記入すること。

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（3 年以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 根拠地及び水揚げ港

根拠地：

水揚げ港：

6. 実証項目

※ 改革計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

7. 事業経費の積算内訳

（用船料等補助分）

(単位：円)

区 分	計 画 額 (国費)	備 考
用船料等補助経費		(積算内訳) (補助対象経費×補助率)
事業管理費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

8. 実施要領第1の1の規定との関係

※ 実施要領第1の1の(1)のア(実施要領第1の4の(2)の沿岸漁業版を選択する場合はその旨もあわせて記載すること。)又は(2)のアからエ及び(4)までのいずれに該当するか及びその根拠を記載すること。

※ 別添2-1の12のただし書きの平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め(以下「日台漁業取決め」という。)が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域(以下「取決め適用水域等」という。)における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている場合は、別記様式第11号を添付すること。

9. 事業経費の積算内訳
(運転経費等助成分)

(単位：円)

区 分	計 画 額 (国費)	備 考
人件費		(積算内訳)
燃油費		(積算内訳)
主燃油持込金利		(積算内訳)
餌代		(積算内訳)
魚箱代		(積算内訳)
氷代		(積算内訳)
その他の資材費		(積算内訳)
販売費		(積算内訳)
その他の経費		(積算内訳)
消費税		(積算内訳)
事業経費合計		

【別記様式第 1－2 号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施計画申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで認定を受けた改革計画に基づき、もうかる漁業創設支援事業のうち、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）第 1 の 1 の〇〇の実証事業（※）を実施したいので、実施要領第 1 の 7 の（1）のイの規定に基づき承認を申請します。

※ 第 1 の 1 の（1）から（3）までのいずれかの実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業のコンセプト

2. 事業対象養殖種類

3. 事業に参加する養殖業者

4. 事業実施期間及び本計画の事業期間

事業実施期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間（5 年以内）

本計画の事業期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間

5. 養殖漁場

6. 実証項目

※ 改革計画に記載された取組の内容を記載すること（別紙の添付でも可）。

7. 事業経費の積算内訳

(単位：円)

区 分	計 画 額 (国費)	備 考
1. 養殖生産契約料等		(積算内訳) (補助対象経費×補助率)
2. 水道光熱代		(積算内訳)
3. 種 苗 代		(積算内訳)
4. 餌 代		(積算内訳)
5. 養殖用資材代		(積算内訳)
6. 器具・備品代		(積算内訳)
7. 魚 箱 代		(積算内訳)
8. 氷 代		(積算内訳)
9. 販 売 費		(積算内訳)
10. その他の経費		(積算内訳)
11. 2～10の経費 に要する消費税		(積算内訳)
12. 事業管理費		(積算内訳)
13. 12の経費に要 する消費税		(積算内訳)
事業経費合計		
運転経費等助成分		(積算内訳) 用船料等補助分を除いた 額 (1～13の経費－① －②)
用船料等補助分		(積算内訳) ① 1～11の経費の1/5 以内 ② 12～13の経費

【別記様式第2－1号】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で承認のあった〇〇の実証事業(※)の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の(1)から(4)までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 実証事業に用いた船舶

船名及び総トン数:

所有者等氏名:

所有者等住所:

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

(用船料等補助分)

(単位:円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
用船料等補助経費			
事 業 管 理 費			
消 費 税			
事業経費合計			

(運転経費等助成分)

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
人 件 費			
燃 油 費			
主 燃 油 持 込 金 利			
餌 代			
魚 箱 代			
氷 代			
そ の 他 の 資 材 費			
販 売 費			
そ の 他 の 経 費			
消 費 税			
事業経費合計			

5. 販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (主たる魚種及び水揚げ港等)
年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分			
合 計			

(注) 運転経費等助成分及び販売の内訳については、確定次第速やかに提出するものとする。

6. その他の収入の内訳

収入年月	収入金額 (円)	備 考
年 月		
合 計		

【別記様式第2－2号（養殖業の場合）】

もうかる漁業創設支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け(番号)で承認のあった〇〇の実証事業(※)の実施状況について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)のアの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の(1)から(3)までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業実施結果の概要

2. 参加した養殖業者

3. 事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4. 事業に要した経費

(単位：円)

区 分	計 画 額	実 績 額	備 考
1. 養殖生産契約料等			
2. 水 道 光 熱 代			
3. 種 苗 代			
4. 餌 代			
5. 養殖用資材代			
6. 器具・備品代			
7. 魚 箱 代			
8. 氷 代			
9. 販 売 費			
10. その他の経費			
11. 2～10の経費に要した消費税			
12. 事業管理費			
13. 12の経費に要した消費税			
事業経費合計			
運転経費等助成分			
用船料等補助分			

5. 販売の内訳

販売年月	販売数量 (トン)	販売金額 (円)	備 考 (魚種及び主な販売先)
年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分 年 月 分			
合 計			

(注) 事業に要した経費及び販売の内訳については、確定次第速やかに提出するものとする。

6. その他の収入の内訳

収入年月	収入金額 (円)	備 考
年 月		
合 計		

【別記様式第3号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(1から5事業期間終了時ごとに提出)

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した〇〇の実証事業(※)について、
もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水
産庁長官通知)第1の7の(2)のイの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の(1)から(4)までのいずれかの実証事業名のうち、実施した実証
事業名を選択して記載すること。

記

1. 事業実施結果の概要
2. 事業対象漁業種類
3. 実証事業に用いた船舶等
船名及び総トン数：
所有者等氏名：
所有者等住所：

※ 養殖業に係る実証事業にあつては以下のことを記載すること。
参加した養殖業者：

4. 事業の期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 実証項目ごとの取組状況及び収支の検証（1事業期間終了時ごとに作成）

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定された改革計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、助成期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定された改革計画と助成期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）及び改善策」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析の上、詳細に記入し、改善策については、原則として地域協議会で検討した改善策を記入すること。

6. 改革計画との比較検証（1事業期間終了ごとに提出）

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

	計画 策定時	改革 1年目 計画	1年目 実績	比較 増減	2年目 計画	2年目 実績	比較 増減	3年目 計画	3年目 実績	比較 増減	4年目 計画	4年目 実績	比較 増減	5年目 計画	5年目 実績	比較 増減
収 入 収 入 合 計 水 揚 量 水 揚 高 引 当 金 戻 入 そ の 他 収 入 経 費 経 費 合 計 人 件 費 燃 油 代 修 繕 費 漁 具 費 そ の 他 保 険 料 公 租 公 課 販 売 経 費 一 般 管 理 費 減 価 償 却 費 退職給付引当金繰入 特別修繕引当金繰入 その他引当金繰入																
利 益																
償 却 前 利 益																

※ 計画策定時、1年目から5年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること。

※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。

※ 比較増減欄には、同一年次の計画と実績を比較（実績／計画）した結果を記載すること（0.95、1.10などと記載し、少数第3位を四捨五入すること。）。

- ※ 養殖業に係る実証事業にあつては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあつては、「改革１年目」を「改革１期目」と記載すること（２年目以降同じ）。
- ※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入のことをいう。
- ※ 税込／税抜を記載すること。

（改革計画との相違等の主な理由）

--

7. 次世代船建造の見通し

償 却 前 利 益 百 万 円	×	次 世 代 船 建 造 ま で の 年 数 年	>	船 価 百 万 円
--------------------	---	-------------------------------	---	--------------

- ※ 「償却前利益」は、事業期間中の取組状況をもとに数値を記載し、数値の根拠を欄外に記載すること。
- ※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は、認定改革計画の年数及び金額を記入すること。なお、養殖業に係る実証事業にあつては、「次世代船建造までの年数」を「養殖生け簀等の更新までの年数」とし、「船価」を「養殖生け簀等の取得合計額」として記載すること。
- ※ 償却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが改革計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

（改革計画との相違等の主な理由）

--

【別記様式第4号】

もうかる漁業創設支援事業実証結果報告書
(認定改革計画の計画期間終了時提出(総まとめ))

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿
(事業主体経由)

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日(5事業期間)まで実施した〇〇の実証事業(※)について、もうかる漁業創設支援事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の7の(2)のイの規定に基づき報告します。

※ 第1の1の(1)から(4)までのいずれかの実証事業名のうち、実施した実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 認定改革計画名称
2. 事業対象漁業種類
3. 実証事業に用いた船舶等
船名及び総トン数:
所有者等氏名:
所有者等住所:

※ 養殖業に係る実証事業にあつては以下のことを記載すること。
参加した養殖業者:

4. 認定改革計画期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

5. 実証項目ごとの取組状況の検証（認定改革計画期間終了時提出：5事業期間）

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果（数値）	取組内容の履行状況	終了時の事業効果（数値）	計画との比較	計画と相違がある場合その要因（理由）

<記入に当たって>

- ・「大事項」「中事項」「現状と課題」「取組記号・取組内容」「見込まれる効果」欄には、認定された改革計画の内容を記入すること。
- ・「取組内容の履行状況」欄には、事業期間において計画した取組の履行内容を記入すること。
- ・「終了時の事業効果」欄には、計画策定時に見込まれていた効果に準じてその実績を記入すること。
- ・「計画との比較」欄には、認定された改革計画と事業期間終了後との比較した結果を記入すること。
- ・「計画と相違がある場合その要因（理由）」欄には、目標を上回った要因又は下回った要因を分析し、詳細に記入すること。

6. 改革計画との比較検証（認定改革計画期間終了後提出）

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

	計画 策定時	改革 1年目 計画	1年目 実績	比較 増減	2年目 計画	2年目 実績	比較 増減	3年目 計画	3年目 実績	比較 増減	4年目 計画	4年目 実績	比較 増減	5年目 計画	5年目 実績	比較 増減
収 入 収 入 合 計 水 揚 量 水 揚 高 引 当 金 戻 入 そ の 他 収 入 経 費 経 費 合 計 人 件 費 燃 油 代 修 繕 費 漁 具 費 そ の 他 保 険 料 公 租 公 課 販 売 経 費 一 般 管 理 費 減 価 償 却 費 退職給付引当金繰入 特別修繕引当金繰入 その他引当金繰入																
利 益																
償 却 前 利 益																

※ 計画策定時欄、1年目から5年目の計画欄においては、認定された改革計画の数値を記載すること。

※ 各年次の実績については計画策定時と同様の考え方で記載すること。

※ 4年次、5年次の実績については、事業期間内であるものの助成対象外であるため、あらかじめ用船契約書等において提出が必要な旨関係者間との合意を行っておくこと。

- ※ 助成期間終了後に操業形態（年度をまたいだ水揚げや航海への変更など）が変更された場合においても、計画策定時と比較検証出来るよう、同様の期間における収入及び経費を算出して記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、「改革１年目」を「改革１期目」（「２年目」から「５年目」についても同様に「２期目」から「５期目」と記載）とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。

（改革計画との相違等の主な理由）

--

7. 次世代船建造の見通し

償 却 前 利 益 百 万 円	×	次 世 代 船 建 造 ま で の 年 数 年	>	船 価 百 万 円
--------------------	---	-------------------------------	---	--------------

- ※ 「償却前利益」は、事業期間５ヶ年の実績値などを根拠に数値を記載し、数値の根拠を欄外に記載すること。
- ※ 「次世代船建造までの年数」及び「船価」は、認定改革計画の年数及び金額を記入すること。なお、養殖業に係る実証事業にあっては、「次世代船建造までの年数」を「養殖生け簀等の更新までの年数」とし、「船価」を「養殖生け簀等の取得合計額」として記載すること。
- ※ 償却前利益等の増減で次世代船建造の見通しが改革計画と相違がある場合には以下にその要因等を記入すること。

（改革計画との相違等の主な理由）

--

【別記様式第 5 号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付申請計画書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 1 の（1）の規定に基づき当該事業期間における助成金交付申請計画を下記のとおり作成したので、御了承願いたく申請します。

なお、用船料等補助分については、国の予算措置に応じて概算払請求をします。

※ 第 1 の 1 の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 助成金の総額：

2. 助成金の申請計画

（運転経費等助成分）			（単位：円）			（用船料等補助分）			（単位：円）		
申請時期	申請額	備考（経費内訳）				申請時期	申請額	備考（経費内訳）			
計						計					

【別記様式第 6 号】

もうかる漁業創設支援事業助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で申請のあった貴〇〇が行う当該事業期間における〇〇の実証事業（※）に係る助成金交付申請計画について、申請のとおり交付することを了承したので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 1 の（2）の規定に基づき通知します。

なお、助成金の交付にあたり、助成金交付申請計画のうち用船料等補助分については、国の予算措置の状況に応じて概算払することを御了知願います。

※ 事業主体は交付要綱第 25 に定める条件を付すこと。

※ 第 1 の 1 の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名のうち、申請のあった実証事業名を選択して記載すること。

【別記様式第 7 号】

もうかる漁業創設支援事業概算払請求書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 2 の（2）及び第 2 の 4 の（1）に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
用船料等補助分（補助金）					
運転経費等助成分（基金）					
合 計					

（振込口座）

項 目	用船料等補助分振込口座	運転経費等助成分振込口座
金融機関名 （支店名）		
預金種目 口座番号	普通・当座・その他	普通・当座・その他
口座名義		

【別記様式第 8 号】

もうかる漁業創設支援事業に係る助成金精算報告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（ 番号 ）で水産庁長官から承認のあった、本〇〇が行った、〇〇の実証事業（※）について、別紙のとおり水産庁長官に実施状況報告を提出し、それに基づき当該事業に係る助成金の精算報告を下記のとおりまとめたので、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 2 の（5）及び第 2 の 4 の（3）に基づき提出します。

※ 第 1 の 1 の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名のうち、承認のあった実証事業名を選択して記載すること。

記

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)=(b-a-d)	既返還額 (d)	備考
用 船 料 等 補 助 分（補助金）					

（単位：円）

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)=(b-d)	既返還額 (d)	備考
運 転 経 費 等 助 成分（基金）					

※ なお、平成２７年２月３日以前に認定を受けた改革計画に基づく実証事業については、以下の表によるものとする。

(単位：円)

項 目	事業実績額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 又は 返納額 (c)	既返還額 (d)	備考
合 計					

【別記様式第9号】

もうかる漁業創設支援事業の額の確定通知書

番 号
年 月 日

事業実施者の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった〇〇の実証事業（※）に係る助成金の額は、金 円と確定したので通知する。

また、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第2の3の（1）に基づく当該事業に係る返還すべき助成金の額を、下記のとおり定めたので、平成 年 月 日までに助成金を返還されたい。

なお、返還期日を過ぎても助成金の返還がされない場合には、同第2の4の（7）に基づき、延滞金を課すのであらかじめ御了知願いたい。

※ 第1の1の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名のうち、提出した助成金精算報告書及び実施状況報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

1. 用船料等補助分

（単位：円）

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額 (a)		
既交付額 (b)		
精算報告に基づく返納額 (c)=(b)-(a)		
既返還額 (d)		
返還額 (e)=(c)-(d)		

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

2. 運転経費等助成分

（単位：円）

区 分	金 額	備考（積算根拠）
助成金確定額 (a)		
既交付額 (b)		
精算報告に基づく返納額 (c)=(b)-(a)		
販売額 (d)		
既返還額 (e)		
実施要領第2の3に基づく返還額 (f)=(a)-(e)		
総返還額 (g)=(c)+(f)		

振込先

金融機関名（支店名）	預金種目及び口座番号	口座名義
	普通・当座・その他	

【別記様式第 10 号】

もうかる漁業創設支援事業に係る収益納付申告書

番 号
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで実施した〇〇の実証事業（※）について、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 水管第 2906 号水産庁長官通知）第 2 の 4 の（8）の規定に基づき収益納付します。

※ 第 1 の 1 の（1）から（4）までのいずれかの実証事業名のうち、提出した収益納付額報告に係る実証事業名を選択して記載すること。

記

収益納付額 金 〇〇〇〇〇円

※ 収益納付額計算書を添付すること。

【別記様式第 1 1 号】

もうかる漁業創設支援事業実施にかかる証明書

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 殿
〔沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 殿〕
沖縄県知事 殿

もうかる漁業創設支援事業の実施にあたり、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

平成 年 月 日

申請者住所
氏名 〇〇 〇〇 印
(法人名)

上記の者は、もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日20水管第2906号水産庁長官通知）の別添2-1の12のただし書きに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成 年 月 日

〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 印
〔沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇 〇〇 印〕

上記について正確であることを確認する。

平成 年 月 日

沖縄県知事 〇〇 〇〇 印

別 紙

1 事業対象漁業種類

2 取決め適用水域等での操業依存割合

区 分	年 度	年 度	年 度
総漁獲量 A	kg	kg	kg
うち、取決め適用水域等分 B	kg	kg	kg
依存割合 $B/A \times 100$	%	%	%
総漁獲金額 C	千円	千円	千円
うち、取決め適用水域等分 D	千円	千円	千円
依存割合 $D/C \times 100$	%	%	%

(注) 1 原則として、日台漁業取り決めが交わされる前の直近3か年の実績を記載すること。ただし、総漁獲量又は総漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が10%を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。

なお、実績の算定期間は、事業年度とする。

2 漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

【別添 1－1】

もうかる漁業創設支援事業用船料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき実施するもうかる漁業創設支援事業の用に供する船舶を用船する場合の用船料等は、特別の事情により別に定める場合を除くほか、以下の 1 から 13 までのそれぞれの額を合計したものとする。

1. 減価償却費

減価償却費＝当該船舶の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。

以下「省令」という。）別表第 1 のとおりとする。

償却方法：定率法（省令第 5 条）とする。

ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた船舶については、旧定率法（省令第 4 条）とする。

償却率：省令別表第 10 のとおりとする。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に船舶を取得し、又は実施要綱第 3 の 1 の（1）のイの（ウ）に基づく改革計画の認定を受けた場合は、省令別表第 9 のとおりとし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された船舶については、省令別表第 7 のとおりとする。

2. 金利（建造借入金に係る金利）

金利＝当該船舶の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料

損害保険料は、当該船舶が加入している船舶保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険）及び漁業施設共済の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 第 5 項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/6 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外のもの（地方税法 第 349 条の 3 第 6 項）

公租公課＝当該船舶の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

5. 修繕費

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

6. 消耗品費

消耗品費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の実証事業による使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

7. 漁具等償却費

漁具等償却費は、漁具及び搭載機器等の償却費（漁具、機器ごとに設定）の合計額とする。

8. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

9. 通信費

通信費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

10. 人件費

人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。

ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができるほか、認定改革計画に基づく人件費の範囲内の額とすることができる。

11. 主燃油持込金利

主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート

単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。

短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から10までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

【別添 1－2】

もうかる漁業創設支援事業養殖生産契約料等算定基準

漁業構造改革推進事業の事業実施者が認定改革計画に基づき養殖生産を行う養殖業者と養殖契約等を締結する場合の養殖業者に支払う養殖生産契約料等の算定については、特別の事情により別に定める場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

1. 養殖筏等の施設、漁船等（以下「施設等」という。）の減価償却費

減価償却費＝当該施設等の帳簿価額×償却率

なお、耐用年数が満了した場合には、減価償却費の算定は行わない。

耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。

以下「省令」という。）別表第 1 及び第 2 のとおりとする。

償却率：省令別表第 8 又は第 10 のとおりとする。

ただし、平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得をされた施設等については、省令別表第 8 又は第 9 のとおりとし、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた施設等については、省令別表第 7 のとおりとする。

2. 金利（施設等購入借入金に係る金利）

金利＝当該施設等の帳簿価額×長期プライムレート

長期プライムレート：直近の長期プライムレートを適用する。

3. 損害保険料（漁業施設共済掛金を除く。）

損害保険料は、施設等が加入している損害保険（普通損害保険、漁船船主責任保険及び特殊保険等）の実績額とする。

4. 公租公課（固定資産税）

（1）主として遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶で、総務省令で定めるものを除くもの（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 第 6 項）

公租公課＝漁船の帳簿価額× $1/2 \times 1.4/100$

（2）上記（1）以外の固定資産

当該施設等に対して課される固定資産の額

5. 施設等利用料

施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額とする。

ただし、水産業協同組合が所有する共同利用施設等を組合員が利用する場合にあっては、施設等の利用料として当該施設等の所有者に支払う金額又は当該施設等について上記 1 から 4 までにより算定された額を利用者により按分した金額のいずれか低い方の金額とする。

6. 修繕費

修繕費＝（建造価格又は購入価格に改造費を加えた額）×修繕費率

修繕費率：下表の修繕費率

（修繕費率表）

経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率	経過年数	修繕費率
0.5年	0.0200	6年	0.0855	12年	0.1521
1	0.0300	7	0.0966	13	0.1632
2	0.0411	8	0.1077	14	0.1743
3	0.0522	9	0.1188	15～	0.1854
4	0.0633	10	0.1299		
5	0.0744	11	0.1410		

7. 補助油費

補助油費は、原則として前年度支払実績単価を参考に当該年度予定単価を算定し、当該年度の使用見込（期間）を乗じて得た額とする。

8. 養殖用漁具等償却費

養殖用漁具等の償却費は、漁具及び設備等の償却費（漁具、設備ごとに設定）の合計額とする。

9. 漁業権行使料

漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に要する経費の負担として、免許を受けている漁業協同組合に支払う行使料等の額とする。

10. 漁業共済掛金

漁業共済掛金のうち、養殖業者が負担する額とする。

11. 人件費

認定改革計画に基づき算出される人件費とする。

12. 一般管理費

一般管理費は、上記1から11までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

13. 消費税

消費税は、上記1から12までの金額の合計額に8%を乗じて得た額とする。

なお、消費税率が変更された際には、当該税率が適用される期間については、上記1から12までの金額の合計額に当該税率を乗じて得た額とする。

（注）1から4までは養殖生産契約等を締結する養殖業者自らが所有する施設等、5は養殖生産契約等を締結する養殖業者以外の者が所有する施設等に限る。

【別添 2 - 1】

もうかる漁業創設支援事業の費用の範囲（漁業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 用船料等補助経費	以下に定める額の範囲内とし、予算の範囲内において交付するものとする。 ① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業については別添 1 - 1 の用船料等算定基準に規定する 1 から 9 まで、12 及び 13 の合計額（以下「用船料等算定額」という。）に $1/3$ を乗じた額 ② 漁船等の収益性回復の実証事業については用船料等算定額に $1/3$ を乗じた額。ただし、第 1 の 7 の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に $2/3$ を乗じた額とすることができる。 ③ 資源管理又は国際漁業再編対策に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業については用船料等算定額に $1/2$ を乗じた額。ただし、改革型漁船を用いない場合、第 1 の 7 の（1）のイにおける提出時に選択することにより、用船料等算定額に $2/3$ を乗じた額とすることができる。 ④ 資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業については用船料等算定額に $1/3$ を乗じた額 なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて、第 1 の 1 に掲げる実証事業に取り組む場合にも、操業費用として上記①から④までのそれぞれの場合と同様の経費を助成金対象経費とする。	用船料等補助金
2 人件費	人件費は、給与費、航海日当、食料費、船員保険料及び福利厚生費の額の合計額とし、当該船舶に乗船予定の船員ごとの前年等の実績額にベースアップ率を乗じて得た額を基準とする。 ただし、外地を基地とする場合には、予備船員の給与及び船員交替旅費を算入することができるほか、認定改革計画に基づく人件費の範囲内の額とすることができる。	運転経費等助成金
3 燃油費	当該実証事業の実施のために要した運航に	

	係る重油、軽油等の油代	
4 主燃油持込金利	主燃油持込金利＝最大積載量×0.8×単価×短期プライムレート 単価：A重油（バージ渡し）京浜地区の直近の金額（デジタル物価版）を適用する。 短期プライムレート：直近の短期プライムレートを適用する。	
5 餌代	漁獲に要したえさ代（撒き餌含む）	
6 氷代	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した氷代	
7 魚箱代	船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した容器代	
8 その他の資材費	船上及び陸上（市場内に限る）での漁獲物鮮度保持に要した資材費（氷代を除く）並びに船上及び陸上での漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要した資材費（魚箱代を除く）	
9 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等、販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の5%以内	
10 その他の経費	当該実証事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	
11 消費税	3及び5から10までの経費に要した消費税額	
12 事業管理費	当該実証事業を運営するために必要な事業管理費とし、事業費全体の2%以内とする。 ただし、平成25年4月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）が交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、日台漁業取決め第2条に規定する取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）における漁獲物の漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組	用船料等補助金

	合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者が実証事業を行う場合、又は、沿岸漁業版及び第１の１の（３）について実証事業を行う場合であって、新たに経理事務員を置く場合には、当該事務員に係る人件費を加算できる。	
１３ 消費税	１２の経費に要した消費税額	

【別添 2 - 2】

もうかる漁業創設支援事業の範囲の額（養殖業の場合）

助成金対象経費	経費の具体的な内容	助成金
1 養殖生産契約料等	別添 1 - 2 の養殖生産契約料等算定基準のとおり。 なお、事業実施者自らが、認定改革計画に基づいて実証事業に取り組む場合にも、同様の経費を助成金対象経費とする。	①用船料等補助金：1 ～ 10 の経費の総額（以下、「生産契約料等算定額」という。）の 1 / 5 以内（以下、「生産契約料等補助額」という。）
2 水道光熱代	養殖生産のために要した、水道、電気、ガス、燃油等の購入代金	
3 種苗代	養殖用の種苗購入代金及び真珠核購入代金（採苗用母貝及び原藻等の代金を含む。）	②運転経費等助成金：生産契約料等算定額から①の額を除いた額
4 餌代	養殖生産のために要した餌の購入代金	
5 養殖用資材代	網、ロープ、浮子、医薬品等養殖生産のために要した資材の購入代金	
6 器具・備品代	養殖生産のために要した、器具・備品等の購入代金（1 件につき 50 万円未満のものに限る。）	
7 魚箱代	養殖生産物の運搬・選別・出荷・販売に要した魚箱等の資材の購入代金	
8 氷代	養殖生産物の鮮度保持に要した氷等の購入代金	
9 販売費	市場売りの場合における当該市場の市場手数料等販売のために要した経費 その他の場合には、販売金額の 5 % 以内	
10 その他の経費	この事業の実施のために要した上記以外の経費で、水産庁長官が特に認めたもの	

1 1 消費税	2 から 1 0 までの経費に要した消費 税額	
1 2 事業管理 費	この事業を運営するために必要な事 業管理費とし、事業費全体の 2 % 以内 とする。 ただし、第 1 の 1 の (3) について 実証事業を行う場合であって、新たに 経理事務員を置く場合には、当該事務 員に係る人件費を加算できる。	用船料等補助金
1 3 消費税	1 1 の経費に要した消費税額	

【別添３】

納付額に係る数式

$$\text{納付額} = A \times (B / C)$$

A：漁獲物等の販売に係る代金－運転経費等助成金－（用船料等算定額又は生産契約料等算定額－用船料等補助金）

B：用船料等補助金

C：用船料等算定額又は生産契約料等算定額＋運転経費等助成金

※ 事業管理費及び事業管理費に係る消費税を除いて算出すること。

※ 運転経費等助成金の交付を受けなかった場合であっても、これに相当する額を計上すること。

【参考：用船等契約書等の例】

用船等契約書（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、漁業操業に関し、次のとおり契約を締結する。

（漁業操業）

- 第1条 乙は、〇〇改革計画（認定日： 年 月 日）に基づいて漁業操業を実施する。
- 2 乙は、水産業体質強化総合対策事業実施要綱及びもうかる漁業創設支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

- 第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（使用漁船等）

- 第3条 〇〇改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な次に掲げる船舶（以下「漁船」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく漁業操業を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

船 名：	機関の種類及び馬力数：
総 ト ン 数：	無線設備の有無：
漁 業 種 類：	信 号 符 号：
漁 船 登 録 番 号：	船 籍 港：
船 舶 番 号：	燃油最大積載量：
進 水 年 月 日：	船 舶 の 使 用 権：（使用貸借権又は自己所有船）
船 質：	

- 2 乙は、漁船に次に掲げる資格及び数の乗組員を乗船させ、欠員が生じた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（資格名称） （船名： ）（船名： ）（合 計）

船長	1	1	2
機関長	1	1	2
一等航海士	1	0	1
・			
・			
その他乗組員	10	5	15
合 計	〇〇	〇〇	〇〇

- 3 乙は、漁船の乗組員が操業に専念し、最善の努力を払うよう管理を行うものとする。
- 4 この契約締結に伴う漁船の漁業操業開始の場所は〇〇港とする。
- 5 漁業操業開始の際、漁船の燃油積載量は、甲及び乙が立合いの上確認するものとする。
- 6 漁業操業期間満了に伴う漁業操業終了の場所は〇〇港とする。ただし、甲及び乙が

協議して変更できるものとする。

- 7 第8条の規定により解約した場合の漁業操業終了場所は、甲が原則として漁業操業終了の日の7日前までに乙に通知するものとする。

(費用等)

第4条 ○○改革計画に基づいて乙が行う漁業操業に必要な漁業操業期間中の漁船の運航に要する人件費、燃油、魚箱、氷その他の事業に係る資材（個人的消費に供されるものを除く。）に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の甲の負担を除く一切の費用は、乙が負担するものとする。

- 3 使用終了の際、甲及び乙が立合いの上積載中の燃油の数量を確認し、前条第5項の規定により甲が確認した数量に不足する場合には、甲はその不足する数量の燃油を乙に返還するものとし、その数量を超える場合には、乙はその超える数量に相当する金額を甲に支払うものとする。

(漁獲物の取扱等)

第5条 本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって前項の漁獲物及びその製品を管理するものとする。

(漁業操業費用の支払)

第6条 本契約による漁業操業費用は、1箇月につき金「 千円」とし、甲は、当該操業に係る費用のうち、1箇月につき金「 千円」（うち消費税額 円）を乙に支払う。

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものとする。

- 3 1か月に満たない漁業操業費用は日割計算とし、24時間未満の端数は1日として計算する。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- 4 漁業操業費用について、甲は乙と協議の上、乙から適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に全部又は一部を支払うものとする。

- 5 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により漁業操業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- 6 甲は、故意又は過失により支払期日までに漁業操業費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

- 7 本操業期間終了後、本契約に基づく漁業操業によって得られた漁獲物の販売金額から甲が返還する助成金額を差し引いた後の残額については、第1項において決められた漁業操業費用の残額の支払いに充てることができるものとする。

- 8 第1項及び前項において甲から乙に支払われた金額で賄えない漁業操業費用については、乙の負担とする。

(不可抗力の免責等)

第7条 不可抗力により漁船が使用不能となった場合には、甲乙協議の上操業を終了す

るものとする。

- 2 前項の場合、甲は乙に実際に運航した日までに要した第6条に定める漁業操業費用を支払うものとする。
- 3 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は過失により第三者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

- (1) 乙がストライキ等により連続して20日以上の間運航しなかったとき。
- (2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (3) 甲がこの契約を必要としなくなったとき。
- (4) 自然災害等、漁船の乗組員の責に帰さない事由による場合を除き、操業状況が著しく好ましくないとき。
- (5) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の5の規定により、水産庁長官から甲に対して当該事業の中止等を命ぜられたとき。
- (6) 乙が次の各号の一に該当すると認められるとき。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (7) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

ア 暴力的な行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

- 2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申し入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。
- 3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の

上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を外部に漏洩しないよう厳重に管理するものとし、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○○○○

乙 ○○県○○○
○○○○

【参考：養殖生産契約書等の例】

〇〇の養殖生産に関する契約書（案）

〇〇漁業協同組合（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が「もうかる漁業創設支援事業」を実施するに当たり、〇〇の養殖生産に関し、次のとおり契約を締結する。

（〇〇の生産）

第1条 乙は、〇〇改革計画（認定日： 年 月 日）に基づいて〇〇の養殖生産を行い、得られた生産物をすべて甲に納入するものとする。

2 乙は、水産業体質強化総合対策事業実施要綱及びもうかる漁業創設支援事業実施要領の定めに従うとともに、甲から求められた場合は当該事業に係る証拠書類の提出及び報告等を遅延無く行うものとする。

（期間）

第2条 契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（養殖用施設等）

第3条 改革計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な筏等の施設及び漁船（以下「養殖用施設等」という。）は、乙において手配し、本契約に基づく養殖生産を開始する前に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって、使用する養殖用施設等を維持しなければならない。

3 第1項の規定によって甲の確認を受けた養殖用施設等が使用不能となった場合には、乙は、速やかに、その旨を甲に通知するとともに、これに代わる養殖用施設等を手配し甲の確認を受けるものとする。

（資材等）

第4条 改革計画に基づいて乙が行う〇〇の養殖生産活動に必要な種苗、餌、燃油その他の資材及び器具・備品（個人的消費に供されるものを除く。以下「資材等」という。）は、甲の負担により、乙に供給するものとする。

2 乙は、必要とする資材等の数量を〇日前までに書面によって甲に対し通知し、甲は書面を受領後、速やかに要求された資材等を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は、甲から資材等の引渡しを受けたときは、甲に対して受領証を交付するものとする。

4 乙は、甲から資材等の引渡しを受けた後、資材等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。これらを本契約に基づく養殖生産活動にのみ使用するものとし、第三者に対して、譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

5 乙は、甲から種苗の引渡しを受けた後、これを適切に管理するものとし、養殖物に斃（へい）死又は疾病等が発生したときは、直ちに、甲にその状況を報告し、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

6 甲より引渡しを受けた資材等（種苗及び養殖物を除く。）が滅失又は毀損したときは、乙は、直ちに、甲にその状況を通知し、甲の指示に従うものとする。

7 前項の滅失又は毀損が、乙の責めに帰すべき事由によって生じたときは、乙は、甲にその賠償金を支払わなければならない。

- 8 乙は、甲から引渡しを受けた資材等の使用状況について甲から報告を求められたときは、速やかに、甲に報告するものとする。
- 9 乙は、甲から引き渡しを受けた資材等のうち、契約期間終了時において未使用のものについては、速やかに、これを甲に返納しなければならない。

(生産物の取扱)

第5条 本契約に基づく養殖生産によって得られた生産物は、甲が認定改革計画に基づいて販売するものとする。

(検品)

第6条 甲は、生産物を受領後、速やかに、規格及び数量の検査を行い、乙にその結果を通知するものとする。

(生産費用の支払)

第7条 甲は、〇〇の養殖生産費用として、金「 」(うち消費税額 円)を乙に支払う。

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)の第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものである。
- 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から〇日以内に、生産費用の支払を行うものとする。
- 4 乙又は乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により生産作業を中止したときは、その中止した日数に応じ日割計算により算出した金額を第1項に定める額から減ずるものとする。ただし、日割計算した額に1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 5 甲は、故意又は過失により支払期日までに養殖生産費用を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

(解約)

第8条 次の各号に掲げる場合には、甲は乙に対して解約の申入れをすることができる。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 第3条第3項に規定する場合において、乙がこれに代わる養殖用施設等を手配できないとき。
- (3) 自然災害その他生産活動に従事する者の責に帰さない事由による場合を除き、生産状況が著しく好ましくないとき。
- (4) 「もうかる漁業創設支援事業実施要領」(平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知)第1の5の規定により、水産庁長官が甲に対して当該事業の中止等を命じたとき。
- (5) 乙が次の各号の一に該当すると認められるとき。

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合

ア 暴力的な行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 甲が前項の規定により解約の申入れをしたときは、その解約の申入れをした際甲が指定した日に、この契約は終了する。

3 前項の場合、甲乙協議の上、精算を行うものとする。

(事情変更)

第9条 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲乙協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を 外部に漏洩しないよう厳重に管理し、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に開示してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に規定のない事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通保有する。

平成 年 月 日

甲 ○○県○○○
○○漁業協同組合
代表理事 ○○○○

乙 ○○県○○○
○○○○